

【資料 1－2－2】

8 健第 号
令和 8 年 月 日

各市町村長 様

福島県健康づくり推進課長
(公 印 省 略)

アレルギー疾患対策の充実について（依頼）

近年、食物アレルギーをはじめ、アトピー性皮膚炎や気管支喘息等のアレルギー疾患を有する住民が増加していることから、災害時においても、アレルギー疾患を有する住民が適切な支援が受けられるよう、平時からの備えや有事の体制整備が喫緊の課題となっています。

福島県が令和 8 年 4 月に実施した市町村における災害時のアレルギー疾患対策に関する実態調査では、アレルギーを有する住民のための備蓄の確保に取り組んでいる市町村が多い一方で、備蓄内容や備蓄量、住民への周知、災害時の対応や取り決め等については、さらなる充実が望まれる状況がみられました。

つきましては、別添のとおり、確認いただきたい事項をまとめましたので、各関係部署と共有のうえ、御確認をお願いいたします。

(事務担当 健康づくり推進課 保健技師 松井美花 電話 024-521-7640)

アレルギー疾患対策に関する取組事項

1. 平時における体制整備・事前準備について

アレルギー対策基本法に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針における災害時の対応において、地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模を想定した対応の準備を行うこととされている。

また、災害対策基本法に基づいて策定された避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針において、アレルギー疾患を有する者は要配慮者と位置づけられており、平時から関係部署間の連携体制構築や備蓄体制の整備、住民への普及啓発を行うことが重要である。

災害時には、避難所における食事や生活環境の制約により、アレルギー疾患を有する住民への特別な配慮が必要となる。そのため、災害は発生時に備え、保健部門と災害対策部門の連携体制の整備や備蓄、住民への普及啓発等の事前準備を行い、平時からのアレルギー疾患対策を推進することを目的とする。

(1) 庁内連携

- ・保健部門と災害対策部門において、災害時のアレルギー疾患対応について情報共有を行う。
- ・災害時の役割分担や対応方法について確認する。
- ・アレルギー疾患対応可能な医療機関を把握し、連携体制について検討する。
- ・アレルギー疾患に関する知識・技術を習得できる研修会等に参加する。

(2) 備蓄体制

- ・災害時に向けた備蓄物資を準備する（最低必要量：避難所避難者×1人1日必要量3食×3日）。
- ・アレルギー対応ミルクを準備する（備蓄用ミルクの3%を、乳アレルギー用ミルクとするのが望ましい）。
- ・アレルギー対応食品を準備する（総備蓄食の25%以上を、食品表示法に規定されたアレルギー特定原材料及びそれに準ずるものを含まない食品とすることが望ましい。備蓄するアルファ化米の100%を、アレルギー特定原材料不使用のアルファ化米とするのが望ましい）。
- ・アレルギー対応備蓄の種類や量、保管場所を把握する（すべての避難所で入手可能なことが望ましい）。
- ・アレルギー対応備蓄であることがどこから見てもわかるように表示し、他の物資に紛れないための対策を講じる。
- ・災害時に住民からアレルギー対応備蓄提供の要望があった場合の分配方法や対応等

を決める。

（３）避難所運営の準備

- ・炊き出し場所、避難所にあらかじめアレルギー表示のための用紙やボードを準備する。
- ・アレルギーがあることを示すビブスやサインプレート、アレルギーカードを準備する。
- ・アレルギー表示についての説明資料を避難所、学校、公民館等に置いておく。

（４）住民への周知・啓発

- ・アレルギー対応備蓄物資の種類、量、保管場所等について公表する。
- ・アレルギー疾患を有する住民に対して、災害に備えた日頃からの家庭備蓄や服薬管理について周知する。
- ・アレルギーやアレルギー対応備蓄種類、量、保管場の所等、住民に開示し情報共有する。ホームページや SNS を活用し、住民だけでなく、行政職員や支援者も容易に活用できるようになる。
- ・予防薬についての説明を行い、自己中断しないよう、正しい知識の提供を行う。
- ・アレルギー対応可能医療機関一覧を活用し、相談先に関する情報提供を行う。

＜参考資料＞

福島県ではアレルギー疾患に対応可能な医療機関一覧を作成しておりますので、災害時の備えや平時の相談支援等に御活用ください。

福島県ホームページ 福島県内のアレルギー疾患対応医療機関について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/arl-sikkantaiouiryoukikan.html>

2. 災害時の対応について

アレルギー対策基本法に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針において、地方公共団体、災害時において関係学会等と連携し、アナフィラキシー等の重症化の予防に努め、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行うとされている。

また、災害対策基本法に基づいて策定された避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針においては、要配慮者の特性に応じた支援を行うことが求められている。

アレルギー疾患を有する住民は災害における生活環境の悪化、ストレス等により症状が憎悪するおそれがあることから、アレルギー疾患の特性に応じた配慮・支援を実施することが重要である。そのため、災害発生時において、アレルギー疾患を有する住民の

健康被害の予防及び症状の重症化防止を図り、必要な対応を実施できることを目的とする。

(1) 避難所における留意点（すべてのアレルギー疾患共通）

- ・住民からの訴えを待つのではなく、アレルギー疾患を有する住民がいないか、積極的に声掛けする。
- ・避難所での健康調査等の聞き取りでアレルゲンや持参薬の有無・量、必要な配慮について聞き取り、関係者に情報共有する。
- ・定期的に症状の有無等の健康観察を行う。
- ・必要に応じて、医療機関と連携する。
- ・アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口を速やかに設置する。
- ・必要に応じて、アレルギーを有していない住民に対し、アレルギーに関する正しい知識や必要な配慮について説明する。

(2) 食物アレルギー

- ・備蓄を提供する際、アレルギー対応備蓄か否かを確認し、アレルギー疾患を有する住民に対してアレルギー対応備蓄を確実に提供できるようにする。
- ・炊き出し時に原材料を記載した献立表、使用した加工品の食品表示が記載された包装を提示する。
- ・アレルギー疾患を有する住民、特に子どもや高齢者を優先的に、アレルギーがあることを示すビブスやサインプレート、アレルギーカードを配布し、身につけるよう促す。
- ・食物アレルギーを有する住民がいた場合、除去しなければならない食品、発作時薬の持参の有無、必要な配慮について聞き取り、関係者に情報共有する。

(3) 気管支喘息

- ・ペットがいる場所から離れた場所を確保し、可能なら部屋を分ける。
- ・ほこりが少ない場所に避難する。
- ・避難所での掃除の際は、一旦退出してもらう。

(4) アトピー性皮膚炎

- ・ペットがいる場所から離れた場所を確保し、可能なら部屋を分ける。
- ・症状の悪化を防ぐために入浴やシャワーを優先的に使用させる。
- ・周囲の目を触れずに薬を塗れる場所を確保する。

引用資料

- ・アレルギー疾患対策に関する基本的な指針
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- ・災害対策基本法改正法等の趣旨及び内容
- ・災害におけるアレルギー疾患の対応
- ・アレルギー疾患の災害対応 Q&A 集